

① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------	------------	-----	-----

御 注 意

- 1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なることにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出、(2)租税特別措置法又は震災特別法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)の資産(2)の資産に該当するものを除きます。の「34」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「36」欄及び「37」欄の金額を記載できます。
- 2 租税特別措置法又は震災特別法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産	種類	1							
構造	2								
細目	3								
取得年月日	4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
事業の用に供した年月	5								
耐用年数	6		年		年		年		年
取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円	外	円
圧縮記帳による積立金計上額	8								
差引取得価額(7)-(8)	9								
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10								
期末現在の積立金の額	11								
積立金の期中取崩額	12								
差引帳簿記載金額(10)-(11)-(12)	13	外△		外△		外△		外△	
損金に計上した当期償却額	14								
前期から繰り越した償却超過額	15	外		外		外		外	
合 計(13)+(14)+(15)	16								
平成19年3月31日以前取得分	残 存 価 額	17							
	差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	18							
	旧定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)-(17)	19							
	旧定額法の償却率	20							
	算出償却額 (19)×(20)	21		円		円		円	
	増加償却額 (21)×割増率	22	()	()	()	()	()	()	()
	計 (21)+(22)又は(16)-(18)	23							
	算出償却額 (16)≤(18)の場合 (18-1円)× $\frac{1}{60}$	24							
限度額等	平成19年4月1日以後取得分	定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)	25						
		定 額 法 の 償 却 率	26						
		算 出 償 却 額 (25)×(26)	27		円		円		円
		増 加 償 却 額 (27)×割増率	28	()	()	()	()	()	()
		計 (27)+(28)	29						
当期分の普通償却限度額等	(23)、(24)又は(29)	30							
当期分の償却限度額	特別に租税特別措置法適用条項に償却限度額の特例がある場合	31	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)
	特別償却限度額	32	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33							
	合 計	34							
	(30)+(32)+(33)								
当期償却額	35								
償却不足額	(34)-(35)	36							
差引償却超過額	(35)-(34)	37							
償却前期からの繰越額	38	外		外		外		外	
当期償却不足によるもの	39								
損金積立金取崩しによるもの	40								
差引合計翌期への繰越額	(37)+(38)-(39)-(40)	41							
翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((36)-(39)) と ((32)+(33)) のうち少ない金額	42								
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43								
差引翌期への繰越額	(42)-(43)	44							
翌越額の内繰越	平 ・ ・ 平 ・ ・	45							
当期分不足額	46								
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((36)-(39)) と (32) のうち少ない金額	47								
備考									